

## 知的財産権訴訟の長期化要因に関する仮説の検証の方向性

### 1 はじめに

(参考) 知的財産権訴訟とは

(1) 技術系の事件

特許権，実用新案権，回路配置利用権又はプログラム著作権に関する訴え

(2) 非技術系の事件

意匠権，商標権，著作者の権利（プログラム著作権を除く。），出版権，著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴え

### 2 新受件数・審理期間の動向等

新受件数と平均審理期間の推移 【図1】【図2】

人証調べ実施事件における平均審理期間 【図3】

### 3 知財事件の長期化要因に関する仮説の検証

(1) 専門性の高さ，争点多数

【仮説】

技術に関する専門的知見が要求される

争点の整理・検討に一定の時間を要する

短期間で終わる事件が少ない

専門的な処理体制が必要となる

【検証】

ア 技術に関する専門的知見が要求される

技術系・非技術系別平均審理期間 【図4】

事件の種類別平均審理期間 【図5】

技術系の事件の方が長期化

専門委員の関与の有無別の平均審理期間 【図6】

専門委員が関与するような，より専門性の高い事件の方が長期化(要事例集積)

イ 争点の整理・検討に一定の時間を要する

平均争点整理手続期日回数 【図7】

人証調べ実施事件の平均争点整理手続回数 【図8】

人証調べ実施事件の平均争点整理手続期間 【図9】

民事と比べ，争点整理手続回数が多く，その期間も長い。

ウ 短期間で終わる事件が少ない

訴訟代理人の選任状況 【図10】【図11】

訴訟代理人が選任される割合が高い。

審理期間別の事件数及び事件割合 【図12】【図13】

終局区分別の事件数及び事件割合 【図14】【図15】

終局区分別の平均審理期間 【図16】【図17】

短期間で審理が終わる取下げや欠席判決の割合が少ない。

上訴率及び上訴事件割合 【図18】

対席判決における上訴率 【図19】

上訴の有無別の平均審理期間 【図20】【図21】

上訴率が高い。上訴の有無にかかわらず短期間で終わる事件が少ない。

エ 専門的な処理体制が必要となる

東京・大阪各地裁管内への管轄集中率と平均審理期間の動向 【図22】

東京・大阪各地裁管内とそれ以外の地裁の平均審理期間の動向 【図23】

東京・大阪各地裁(専門部・調査官の配置あり)への事件集中が迅速化に貢献  
専門的な処理体制が必要かつ効果的な種類の事件である。

【今後の課題】

以上のような事件の性質・傾向は、今後も続くものと思われる。

(2) 無効審判の係属 【表1】(知財事件審理期間の動向【図1】の分析として)

【仮説】

特許侵害訴訟と並行して特許無効審判手続や訂正(審判)手続が行われている場合、審判手続の進行を見ながら訴訟の進行を図る必要がある事件がある

【検証】

キルビー判決(最高裁平成12年4月11日判決)の影響 【参考資料1】

審理期間 21.6月(平成12年) 18.3月(平成13年)(-15.3%)

特許法104条の3の新設の影響(平成17年4月1日施行)【参考資料2】

審理期間 14.1月(平成17年) 12.1月(平成18年)(-14.2%)

無効審判の係属と侵害訴訟の審理との関係を整理することにより、平均審理期間が大幅に短縮(過去10年間のうち審理期間が大きく短縮したのは、キルビー判決及び上記特許法改正の翌年)

無効審判の係属は長期化要因であった。

【今後の課題】

無効審判請求に対して特許権者が特許請求の範囲の訂正請求をした場合には、依然として、侵害訴訟において、審判の帰すうを見極める必要があることがある。

(3) 証拠の偏在 【表1】

【仮説】

被告製品の販売個数や利益率等の資料を被告が任意に開示しない場合には、原告がその提出を求めて文書提出命令を申し立てることがある

【検証】

特許法102条の改正の影響(平成11年1月1日施行) 【参考資料3】

審理期間 23.1月(平成11年) 21.6月(平成12年)(-6.5%)

【今後の課題】

特許権者は被告製品の譲渡数量を立証しなければならず、証拠の偏在の問題が完全に解消されたわけではない。

4 まとめ

(以上)